

法人名義 2026年4月以降

駐車場所を借りている場合、
こちらの用紙をご使用ください

2026年4月より書式および記入方法が
全国統一となりました
新旧書式で使用者欄の記入方法に変更がある場合があります
※用紙は旧書式でも使用可能、その場合は旧書式記入方法を適用

別記様式第2

保管場所使用承諾証明書

保管場所の位置	東京都中央区日本橋浜町2丁目100番50号	駐車場の名称	トヨタ駐車場	駐車位置番号	7
使用者	〒(103-8488) 住所 東京都中央区日本橋浜町2丁目12番4号 電話 03-4586-5555 氏名 ○○株式会社 代表取締役 豊田 太郎				
使用期間	20○○ or 令和○ 年 △ 月 □ 日 から 20△△ or 令和△ 年 □ 月 ○ 日 まで				
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 〒(住所) 年 月 日 氏名 電話					

◆保管場所の位置

駐車場の住所を記載（申請書又は届出書の保管場所の位置欄と同じ）
※北海道は番まで記載、号は記入しない
○日本橋浜町2丁目100番 ×日本橋浜町2丁目100番50号

◆駐車位置番号

駐車枠の使用が承諾された場合、該当駐車位置番号等を記入
番号がない、指定がない等の場合、空欄で可 ※神奈川県は原則指定が必要

◆駐車場の名称

駐車場に名称が付いている場合、当該名称を記入 名称等がない場合は空欄

◆使用者住所

自動車保管場所証明申請書の申請者欄 または 自動車保管場所届出書の
届出者欄に記載した内容と同じです

別記様式第1号（第1表関係）

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ 幅 高さ
自動車の使用の本拠の位置		センチメートル センチメートル センチメートル	
自動車の保管場所の位置			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明します。			
警察署長 殿		〒(住所) 氏名 電話	

ここに記載した
内容と同じ

◆使用者氏名

法人名・役職名・代表者名を記載
（謄本等証明物記載のとおり、役職名も記載どおりに記入）
※謄本が代表取締役となっていた場合、そのとおり記入
「代表取締役社長」等の記入は不可

◆使用期間

使用の開始日は、納車予定日より1ヶ月以上前の日付、
使用期間残は納車予定日より1か月以上後の日付
残期間が1ヶ月未満で自動更新等の文言がある場合は申請する警察署への
申請可否確認が必要

◆駐車場の管理者等

正当な承諾権者（駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の
管理者）の記名又は署名が必要です

※記入日は一定期間が経過してしまうと有効な書類として
認められなくなる可能性がありますので、納車予定日より
3ヶ月以内を目安とする

留意事項

- この書類は、保管場所が、他人所有の場合に作成するものです
- 書類の発行にあたっては、保管場所の所有者、委託を受けた管理者の責任において記載してください

駐車場所を借りている場合、こちらの用紙をご使用ください

◆保管場所の使用者

使用先住所※ビル名、階数、号室まで
（所在証明物記載のとおり建物名、階数）
電話番号・会社名・役職名・代表者名を記載

◆保管場所の位置

駐車場の住所を記載
（申請書又は届出書の保管場所の位置欄と同じ）

◆使用者住所

使用先住所を記載
（申請書又は届出書の使用の本拠の位置欄と同じ）

保管場所使用承諾証明書

保管場所	中央区日本橋町 2丁目 15番 9号		駐車場の名称	中央日本橋駐車場		駐車位置番号	第 7 号
保管場所の使用者 [自動車の使用の本拠の位置欄と同じです]	住所	〒100-0000 中央区日本橋町 1丁目 2番 3号 中央日本橋ビル8階	電話	03 (1234) 5678	使用者と契約者の関係		
	氏名	〇〇 株式会社 代表取締役 豊田 太郎			1 本店 支店		
保管場所の契約者	住所	〒 区 市 町 丁目 番 号	電話	()	2 親 族		
	氏名	上記に同じ			3 その他 [		
使用期間	20〇〇 or 令和〇 年 △ 月 □ 日 から の (年 か月間) 20△△ or 令和△ 年 □ 月 ○ 日 まで						

駐車場名・位置番号を記入
番号がない、指定がない場合は空欄

◆保管場所の契約者

使用者と契約者が同じ場合は
「上記に同じ」と記載

◆使用者と契約者の関係

関係が異なる場合、該当する番号に○印

※同一の場合は記入不要
※「3 その他」を選択する場合は、
3に○印を付け、両者の関係を簡記
（例）
「親会社と子会社」「支店と支店」など

◆使用期間

使用の開始日は、納車予定日より1ヶ月以上前の日付、
使用期間残は納車予定日より1か月以上後の日付
残期間が1ヶ月未満で自動更新等の文言がある場合は
申請する警察署への有効可否確認が必要

◆駐車場の所有者又は管理委託者

正当な承諾権者（駐車場の所有者又は委託を受けた駐車場の管理者）の
記名又は署名が必要です

※作成日から一定期間が経過してしまうと有効な書類として認められなくなる
可能性がありますので、納車予定日より3ヶ月以内を目安とする

2026年4月よりフォーマットへ変更
新旧フォーマットで使用者欄、
記入方法に変更あるため注意
※用紙はどちらでも使用可能

入してください。権原のない者が作成すると私文書偽造となる場合があります